

【長久手市】平成30年度の国民健康保険税条例の改正(案)による保険税額の変化

・所得額は、所得割の対象額(所得金額-33万円)です。
 ・保険税額は、概算額です。

参考4

●無所得世帯～100万円未満

1人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	67	×	0円	48,000円	7割	21,300円	14,600円	▲6,700円
夫婦2人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	69	×	0円	155,000円	7割	44,200円	22,300円	▲21,900円
妻	66	×	0円					
家族4人世帯		資産無し						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	45	○	0円	0円	7割	39,000円	42,600円	3,600円
妻	43	○	0円					
子	15	×	0円					
子	13	×	0円					

●200万円以上300万円未満

1人世帯		資産無し						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	69	×	2,450,000円	0円	対象外	181,700円	199,600円	17,900円
夫婦2人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	74	×	1,510,000円	97,000円	対象外	245,600円	254,400円	8,800円
妻	66	×	1,420,000円					
家族4人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	47	○	2,500,000円	108,000円	対象外	305,400円	321,400円	16,000円
妻	45	○	0円					
子	9	×	0円					
子	6	×	0円					

●100万円以上200万円未満

1人世帯		資産無し						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	60	○	1,120,000円	0円	対象外	127,000円	140,200円	13,200円
							減免後	
							128,300円	1,300円
夫婦2人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	72	×	1,890,000円	89,000円	対象外	187,500円	190,900円	3,400円
妻	71	×	0円					
							減免後	
							176,000円	▲11,500円
家族4人世帯		資産有						
	年齢	介護有無	所得額	資産税額	軽減	現行	改正後	増減額
世帯主	40	○	1,275,000円	165,000円	2割	207,100円	200,100円	▲7,000円
妻	39	×	0円					
子	14	×	0円					
子	12	×	0円					

未申告世帯への申告勧奨により、軽減・免除を受けられる世帯を拡大

申請不要

新たな減免基準の設置(予定)

減免対象	世帯主及び被保険者の総所得金額等が200万円以下の場合 (ただし、法定軽減7・5・2割の対象者は除く)	
減免額	均等割額の20%	1人あたり 6,300円減
	平等割額の20%	世帯あたり 5,600円減
対象世帯	1,112世帯 (国保加入世帯の約18%)	
対象人数	1,659人	
減税額	均等割額分 887万円減 平等割額分 555万円減	減税額 1,442万円